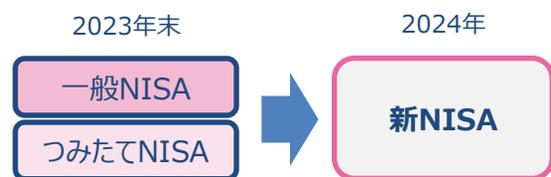


NISA制度改正について

2024年以降NISA制度が抜本的拡充および恒久化されるなど制度内容が大きく変わる予定です。
については、新NISA制度移行にともない、ご注意ください事項がございますので、ご確認くださいませすようお願い申し上げます。

新NISA制度移行時の注意事項

- 1 2023年12月末時点で一般NISAまたはつみたてNISAを開設されている方は**新NISAに自動的に変わります。**



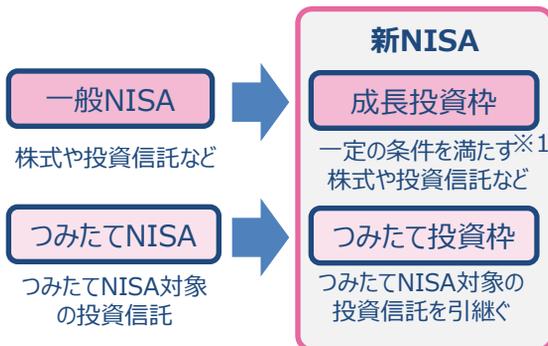
- 2 一般NISAの非課税期間(5年)終了時、**翌年の新NISAに移行(ロールオーバー)することはできません。**

**2019~2023年
一般NISA投資分**
(2023~2027年
非課税期間終了分)

本年非課税期間終了分より
次の2つからご選択ください。
①課税口座に移管する。
②非課税期間内に売却する。

◆つみたてNISAはロールオーバーを選択いただくことはできません。

- 3 一般NISAで投資できるファンドの中には2024年以降、**新NISA(成長投資枠)**で運用できないファンドも含まれます。



2023年12月末時点で一般NISAおよびつみたてNISAで積立契約がある場合は、2024年以降も**新NISAで積立が継続されます。**
(一部例外があります。)

一部例外とは...

成長投資枠対象外ファンドを積立している場合、課税口座にて積立が継続されます。



- 4 一般NISAまたはつみたてNISAで購入されたファンドの分配金受取方法を再投資とした場合、**2024年以降は課税口座での買付となります。**

分配金受取方法	2024年からの分配金	
	受取	再投資(先)
一般NISA	非課税	課税口座※2
つみたてNISA	非課税	課税口座※2
成長投資枠	非課税	非課税口座※3 (再投資先は成長投資枠)
つみたて投資枠	非課税	非課税口座※3 (再投資先はつみたて投資枠)

◆銘柄によっては「分配金なし」タイプがありますのでご注意ください。

※1 一定の条件...①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除きます。
※2 非課税で支払われた分配金を再投資した場合、「課税口座」での買付となります。
※3 再投資先にNISA非課税枠が残っていない場合、または再投資先に受入可能な勘定がない場合は課税口座で再投資となります。

お問合せ、ご相談はお取引店の窓口へご連絡ください。
(午前9時~午後5時/休業日：土日祝)



新NISA概要は裏面をご確認ください。

お取引店の電話番号はこちらから



2024年からの



新NISA制度 5つのポイント

01 NISA制度が恒久化

これまで一般NISAを利用した新規投資は2023年まで、つみたてNISAを利用した新規投資は2042年までと期間が定められていましたが、新NISA制度では恒久化されました。

※ジュニアNISAを利用した新規投資は2023年末をもって終了となります。

02 非課税保有期間が無期限に

現行NISA制度では、一般NISAで5年間、つみたてNISAで20年間と、非課税保有期間が限られていました。しかし、2024年1月からスタートする新NISA制度では、非課税保有期間が成長投資枠・つみたて投資枠ともに無期限になります。

03 非課税保有限度額(最大1,800万円)で残高を管理

新NISA制度では、「非課税保有限度額」で残高の管理がされ、簿価ベースで合計1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)まで保有できます。また、換金した場合にはその簿価分の再利用ができます。

04 年間投資枠が最大360万円に拡大

現行NISA制度での年間投資枠は、一般NISAを選んだ場合は120万円、つみたてNISAを選んだ場合は40万円でしたが、

新NISA制度では最高360万円と大幅に拡大します。

内訳としては、現行の一般NISAに当たる成長投資枠が従来の2倍の年間240万円、つみたてNISAに当たるつみたて投資枠が従来の3倍の年間120万円です。

05 成長投資枠とつみたて投資枠の併用が可能に

新NISA制度では、NISA口座に成長投資枠とつみたて投資枠の勘定が毎年設定され、同一年に双方の併用が可能になります。

	現行NISA		新NISA	
	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠
口座開設期間	～2023年	～2042年	2024年～ (恒久化)	
非課税保有期間	5年間	20年間	無期限	
非課税保有限度額 (総枠)	600万円	800万円	1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)	
年間投資枠	120万円	40万円	合計360万円 240万円 / 120万円	
制度併用	不可		可能	
非課税投資枠の管理	年間の購入額で管理		年間の購入額と非課税保有限度額(総枠)で管理	
非課税投資枠の再利用	不可		非課税保有限度額(総枠)の再利用が可能	
対象年齢	その年の1月1日において18歳以上		その年の1月1日において18歳以上	
購入方法	一括・積立	積立	一括・積立	積立
対象商品	上場株式・ 公募株式投資信託等	公募株式投資信託等※1 (金融庁へ届出のもののみ)	上場株式・公募株式投資信託等 (※2 一部銘柄を除く)	公募株式投資信託等※1 (現行のつみたてNISAと同じ)

※1 長期の積立 分散投資に適した一定の投資信託 ※2 ①整理 監視銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除きます。

現行NISAに関する留意事項

●当行に投資信託口座がない方は投資信託口座開設後にNISA口座の開設をしてください。●NISA口座で損失が発生した場合、その損失はないものとされ、配当所得や譲渡所得との損益通算ができません。したがって非課税期間満了時に価格が下落していたときでも損失はないものとされます。●一般NISAとつみたてNISAのコース変更は暦年単位となります。

〈つみたてNISAの留意事項〉

●買付けた投資信託の信託報酬等の概算値を原則年に1回通知いたします。●つみたてNISAを始めた日から10年以降、5年毎の「基準経過日」にはお客様の氏名、住所の確認が必要です。「基準経過日」から1年以内に確認がとれない場合、つみたてNISAの買付けの継続をしていただけません。●一般NISAからつみたてNISAに変更した場合、一般NISAでの分配金の再投資は課税口座に受け入れられます。また、非課税期間が終了した場合、ロールオーバーはできません。

〈他金融機関からNISA口座を変更される場合〉

●1月1日以降に、ある金融機関のNISA口座で投資信託・株式等を買付けた(再投資含む)場合は、同一年内にほかの金融機関にNISA口座を変更することはできません。●別の金融機関にNISA口座を変更した場合であっても、変更前の口座にある投資信託・株式等を変更後の金融機関に移管することはできません。

〈ジュニアNISA口座開設に関する留意事項〉

●口座開設者が18歳※1になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。※2 ●ジュニアNISA口座は、1人1口座しか開設できません。(当行で開設した場合、他の金融機関で開設できません。) ●ジュニアNISA口座開設後は、金融機関の変更はできません。(廃止後の再開設は可能です。) ●収益(売却益・配当等)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。) ●当行に投資信託口座がない方は、投資信託口座およびジュニアNISA専用普通預金口座開設の後でNISA口座を開設してください。

※1 3月31日時点で18歳である年の前年の12月まで払出しできません。

※2 災害時等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。(このときもジュニアNISA口座を廃止することになります。)なお、2024年以降は、年齢にかかわらず、災害等やむを得ない事由による場合でも非課税での払出しが可能となります。

当行は登録金融機関業務関連におけるお客さまからの苦情および紛争の解決を図るに当たり、以下の機関等を利用します。

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005

商号/株式会社滋賀銀行 登録金融機関/近畿財務局長(登金)第11号 所属協会/日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会

SHIGA BANK